事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	る支出負担行為ないし	補助金交付決定等に係 る支出負担行為ないし 意思決定の日	る支出負担行為ないし		人の場合	点検結果 (見直す場合はその内容)	
					息心次足の日	公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		継続支出の 有無		
無線システム普及支援 事業(地上デジタル放 送への円滑な移行のた めの環境整備・支援)	(社)デジタル放送推進 協会	2,585,085,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年4月6日	7	国所管	【暫定的難視聴対策事業(送信・利用者管理事業)】 暫定的難視聴対策事業(送信・利用者管理事業)について、事業内容である暫定衛星放送は、放送法の規定に基づく衛星基幹放送業務の認定により(社)デジタル放送推進協会のみが行い得ることとなっている。 【暫定的難視聴対策事業(受信対策事業)】 暫定的難視聴対策事業(受信対策事業)】 暫定的難視聴対策事業(受信対策事業)】 暫定的難視聴対策事業(受信対策事業)】 暫定的難視聴対策事業(受信対策事業)とついては、事業を実施する団体の公募を実施した結果、応募が(社)デジタル放送推進協会のみであり、また、当該事業の実施主体の選定等に当たって専門的かつ中立的な見地からの意見を聴取するため、外部有識者によりは成立の事に関する背に会し、当該評価会において当該事業の適正な遂行等が可能と認められた。 【デジタル受信相談・対策事業】 デジタル受信相談・対策事業】 デジタル受信相談・対策事業】 デジタル受信相談・対策事業の高正な遂行等が可能と認められた。 【デジタル受信相談・対策事業】 「ジタル受信相談・対策事業」 「ジタル受信相談・対策事業」 「ジタル受信相談・対策事業」 「対象の必ずあり、また、当該事業の意正な必有を聴取するため、外部有識者により構成される「地上デジタル放送に係る受信者支援を行う団体の公募に関する評価会」を開催し、当該評価会において当該事業の適正な遂行等が可能と認められた。 なお、更なる透明性確保・効果的支出のため、平成25年	有有有		
電波遮へい対策事業(トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	179,445,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年6月29日	特社	国所管	なお、更なる透明性催保・効果的文出のため、平成25年度からは、受益者等の利便性を考慮しつつ、委託等を行う業務の分割公募を実施。今後も透明性・公平性・競争性を促進し、より効率的・効果的な支出とする。 高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を保守するため、国が移動通信用や継続設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めている。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	:		
デジタル・ディバイド解 消に向けた技術等研究 開発支援	(財)NHKエンジニアリン グサービス	10,194,000	一般会計	情報通信利用促進支援 事業費補助金	平成24年7月10日	特財	国所管	平成24年度で事業終了	無		

電波遮へい対策事業(トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	47,250,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年7月18日	特社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業 (トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	28,350,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年7月25日	特社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業(トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	12,600,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年7月30日	特社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業(トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	12,600,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年8月1日	特社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業 (トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	1,156,743,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年8月10日	特社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

電波遮へい対策事業(トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	181,125,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年9月10日	特社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業 (トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	281,820,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年9月25日	特社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業 (トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	22,555,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年10月16日	特社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業 (トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	1,315,332,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成24年12月18日	特社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
電波遮へい対策事業 (トンネル)	(社)移動通信基盤整備 協会	△15,750,000 (平成24年8月10日交 付決定額の一部取消 し)	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成25年3月19日	特社	国所管	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。